

平成 19 年 11 月 13 日

各 位

山梨県甲府市相生一丁目 4 番 23 号
 株式会社エーティーエルシステムズ
 代表取締役 内藤治生
 (JASDAQ・コード : 4663)
 問い合わせ先 取締役管理部長 小野純一
 T E L 0 3 - 5 3 3 9 - 1 2 7 1

日本アジアホールディングズ株式会社による当社株式に対する 公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 19 年 11 月 13 日開催の取締役会において、日本アジアホールディングズ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記のとおり、反対の意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 公開買付者の概要

（平成 19 年 10 月 31 日現在）

(1) 商 号	日本アジアホールディングズ株式会社
(2) 主 な 事 業 内 容	1 . 国内外の企業への投資、その後の経営参画及び経営管理を通じた中長期の投資収益の獲得 2 . 次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること (1) 金融サービス業 (2) 介護事業 (3) 建設業及び不動産開発事業 (4) 証券取引法に規定する証券業 3 . 有価証券の投資及び運用 4 . 不動産の所有、売買及び管理 5 . 前各項に付帯する一切の業務
(3) 設 立 年 月 日	昭和 39 年 2 月 11 日
(4) 本 店 所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 2 号

(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役 呉 文 繡	
(6) 資 本 金	2,641,178,000 円	
(7) 大株主及び持株比率	Japan Asia Holdings Limited	44.27%
	Oei Hong Leong Foundation Pte Ltd	10.42%
	藍澤證券株式会社	10.02%
	Japan Land Limited	7.21%
	JA Partners Limited	7.03%
	International Capital Investments Limited	4.72%
	Japan Asia Nominees Limited	3.48%
	加藤義和株式会社	1.96%
	Warren Securities Limited	1.60%
Tusam Holdings Limited	1.49%	
(8) 買付者と対象者の 関 係 等	資 本 関 係	公開買付者は、当社株式 105 株を保有しております。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への 該 当 状 況	該当事項はありません。

2 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

当社は、平成 19 年 11 月 13 日開催の取締役会において、本公開買付けに反対することを決議いたしました。また、当社の監査役も、当社取締役会が本公開買付けに反対する旨の意見を表明することに賛成の意を表明しております。したがって、当社の株主の皆様におかれましては、本公開買付けに応募されないようお願い申し上げます。

本公開買付けの買付予定総数(2,910株)は、当社発行済株式総数(9,071株)の約32%にすぎず、仮に買付予定総数の買付けが全て実行されたとしても、公開買付者の株券等所有割合は、既に同社及びその特別関係者が所有している当社株式約19%と合わせ約51%にとどまることから、それ以外の約半数の既存株主は、本公開買付け後も当社株式を所有しつづけることとなります。

申し上げるまでもなく、企業は、一部大株主の利益のみを主たる目的としてではなく、株主全体の利益のために経営されなければなりません。そこで、当社は、株主全体の利益の最大化を図るという観点から、当社顧問弁護士及び企業買収案件を専門とする複数の弁護士、並びに複数の公認会計士、M&A アドバイザリー企業、主幹事証券会社、主要取引銀行に助言をいただき、また主要大口取引先の意見や社員の意見を聴取し、本公開買付けが当社の企業価値の確保・向上に資するものか否かについて鋭意検討を行いました。

当社としては、次のような理由から、本件公開買付けは、当社の企業価値、ひいては株主の皆様の共同の利益を高めることにはつながらないと考えております。

本公開買付け開始までの経緯

公開買付者は、平成 15 年 8 月に当社の株主となって以来、平成 15 年 8 月、平成 17 年 4 月に当社の第三者割当増資を引き受けていただき資金調達の支援、経営管理の強化のために平成 15 年 7 月から平成 18 年 7 月までの間、公開買付者より取締役の派遣をしていただいております。当社の企業価値の向上に向け、様々な角度から支援をいただいております、良好かつ緊密な関係を構築しております。

しかしながら、当社は、平成 19 年 10 月 31 日付プレスリリース（「当社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」）において開示しましたとおり、同日に事前通告なく、公開買付者より、当社株式の公開買付の実施に関する意向を表明した書面を受領し、当社株式の公開買付けに係る公開買付者の意向を初めて認識するに至ったものです。

従来から大株主として関係があるにもかかわらず、事前通告がなかったこと、及び過半数の取締役を派遣するとの意向であることから、現状の当社の役職員により作り上げてきた経営理念及び事業方針を否定する敵対的買収であると判断いたしました。

社員からの反対の意向の表明

当社は、現経営陣と社員が一丸となって日常の意思疎通を通じて困難な課題に対して日々進歩するソフトウェア開発に創意工夫を促すとともに、社員の意見を経営に積極的に取り入れており、これにより、当社の社員は極めて高い労働意欲と IT 業界としては異例の極めて低い離職率を保ってまいりました。

何ら事前の協議もなく本公開買付が行われたことにより、公開買付者に対して社員は強い不信任感をもっており、現時点では大多数の社員が「敵対的 T O B」と考えております。当社企業価値が人的資源に大きく依存し、支配権の移動や経営方針が変更になることに対して動揺しております。

IT 業界においては、公開買付者がいうとおり、技術トレンドの変化が激しく、プログラム設計開発部門の強化、プロジェクトマネージャーやエンジニア等の人材確保による体制強化が不可欠ですが、人材の増強及び養成を行っていくには経営の理念とビジョンを経営陣と社員が共有し、確固たる信頼関係の蓄積が最重要と考えます。

公開買付者の主張する一方的な手続きによる過半数の取締役の派遣による経営管理体制の大幅な変更の方針は、当社の最も重要視している企業理念、信頼関係を根底から覆すのもであります。

また IT 業界は他の産業と違い、それぞれの社員が知的労働者であり知識と技術という生産手段を有しております。これら専門的知識・技術を有した有能な社員が企業価値を生み出し、最大化する源泉であり、まさに社員自体が事業機会を創出しており、企業自体や経営陣が労働の機会や事業機会を与えている関係ではありません。知識労働者はそれ自体に生産手段を有しているため、転職や独立も容易であり、これらの社員の大量退職という事態の場合には、当社の企業価値を著しく毀損します。現時点で社員の過半数より本公開買付けに対して反対の意見が表明されており、社員の賛同を得ない本公開買付けによる支配権の移動や経営方針の変更がなされた場合には、当社の社員の大量離職・労働意欲の低下等が懸念され、その場合には著しい生産効率の低下による業績の悪化や、最悪の場合は、生産手段を喪失することにより企業存続そのものが困難になるという事態も想定されます。

顧客企業及び仕入先など取引先からの反対の意向の表明

当社の主たる顧客は大手民間企業様で売上全体の 80% を占めており、前述の通り専門的な知識・技術を有する社員の能力とそれを最大限に発揮できる経営方針と企業文化に対する顧客の絶大な信頼が当社の事業基盤を構成しております。本公開買付け開始後、多数の顧客企業や多数の仕入先協力会社から企業体質の変貌に対する懸念や経営の継続性に対する不安の意見が表明されました。また、一部取引先からは新規取引の中止並びに中途解約の検討の申し入れも受けております。

当社が最も強みを持っているシステム開発技術が活用されているのは、企業の基幹システム分野

であり、いわば顧客企業の事業の根幹を担うシステムであるため取引の前提として強固な信頼関係が不可欠であります。また、顧客企業は、大多数が上場企業であり、昨今のJ-SOX 施行や企業リスク管理の観点から、何者かが支配権を持っている或いは拒否権を持っている会社に発注することが事実上不可能になることを懸念しております。

既存取引先との関係を維持しないと、当社の今後の発展はないと考えます。

企業価値向上策の不確実性

公開買付者は「ファイナンシャル・サービス事業」を中核事業とする持株会社であり、当社の事業分野において、事業発展のノウハウや経験を有しているとは思えません。このような公開買付者が要請する株式価値を高める措置により、果たして株主価値が高まるかどうかは不明であると言わざるを得ません。

企業理念、企業文化等の点で当社と大きく異なる公開買付者が、当社に対して一切説明のないまま本公開買付けを一方的に強行してきたことにより、当社の社員の不安・動揺は日に日に増大しております。前述の通り、社員は当社の業務において極めて重要な存在であり、社員の積極的協力が得られなくなれば、当社の企業価値は著しく大きく毀損され、株主共同の利益に反することとなります。また、当社の取引先である顧客企業や仕入先協力会社からの本公開買付けに反対する声が多数寄せられていることを勘案すると、本公開買付け自体が企業価値向上を不確実にする行為であり、当社の企業価値の貴重な源泉をも毀損することになると判断しております。

公開買付者は、旧来と同様、大株主として新規ユーザーの紹介や、新たな業種の IT を利用した公開買付者と共同による再生プロジェクトを提案していただけることの方が、当社の企業価値をさらに高めると認識しております。

以上のとおり、当社としては、本公開買付けは、当社創業以来の理念である「個人の価値観と創造性を尊重し、革新的技術を開発することにより、世界に通用するソフトウェアを生み出し、ネットワーク社会を豊かにすること」に反し、当社の企業価値・株主共同の利益を損なう危険が存すると判断し、本公開買付けに反対することといたしました。

むしろ、当社の経営戦略を進めることにより当社の株主価値を増大させることが、株主の皆様の利益に資するものと当社は判断しました。

株主の皆様におかれましては、本公開買付けに応じることのないようお願い申し上げます。

3 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

以 上

添付資料：「公開買付けの開始公告」

(日本アジアホールディングズ株式会社による当社株式の買付け等の概要)

公開買付開始公告

各 位

平成19年10月31日
東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
日本アジアホールディングズ株式会社
代表取締役社長 呉 文 繡

日本アジアホールディングズ株式会社(以下「公開買付者」又は「当社」といいます。)は、金融商品取引法(以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を下記により行いますので、お知らせ致します。

記

1. 公開買付けの目的

(1) 本公開買付けの概要

当社は、現在、株式会社エーティーエルシステムズ(以下「対象者」といいます。)の普通株式105株(対象者の総株主の議決権数の1.16%に相当します。)を保有する株主であります。当社及び当社の特別関係者の保有する対象者普通株式数の合計は、現在、1,716株(対象者の総株主の議決権数の18.92%に相当します。)であります(当社及び当社の特別関係者の保有する対象者普通株式に係る議決権を、以下「当社関係者既保有議決権」といいます。)

当社は、この度、対象者の総株主の議決権数の51.00%に相当する議決権数(当社関係者既保有議決権を含みます。)に係る株式数を上限として対象者普通株式を取得することを通じて、対象者の経営により深く関与することにより、対象者の経営管理体制の抜本的な見直しを行い、その業務基盤の一層の拡大を図ることを目的として、本公開買付けを実施致します。

なお、本公開買付け後の追加的な株式取得の必要性等につきましては、現時点では未定でありますので、本公開買付けの結果を踏まえ、改めて検討して参ります。

(2) 本公開買付けの背景

当社及び対象者の状況

当社は、「ファイナンシャル・サービス事業」を中核事業とする持株会社です。当社は、潜在的企業価値を発揮できないでいる企業や、時代の変化に立ち遅れた企業の株式を取得し、役員と協働することを通じて、企業価値の向上や再生を目指しております。

いわゆる「投資ファンド」とは異なり、期間を定めて投資利回りを追求するのではなく、長期的に株式を保有し、対象会社への役員派遣等によって企業再生や企業価値の向上を支援していくものであります。

かかる方針の下で、当社は、平成13年に本格的な投資再生事業を開始し、これまでに中小地域証券会社7社及び資産運用会社2社を買収して事業再生に取り組んで参りました。このような同一産業における連続的買収やその後の合従連衡による経営効率の改善と事業組み換えの成

果として、現在のファイナンシャル・サービス事業を形成致しました。

また、ファイナンシャル・サービス事業の形成過程で培ったノウハウを活用し、異なる産業に属する企業の再生・企業価値向上にも努めております。最近では、公共セクターの財政逼迫や競争激化などによって収益力が低下した航空測量業界においても大手上場企業の筆頭株主となり、長期的な企業価値の向上に努めております。

一方、対象者は、その公開された情報によれば、大手民間企業や地方自治体等に対して、統合販売管理ソフトやネットワーク対応ソフトの開発・販売を行う企業であり、民間企業向けのITソリューション事業と地方自治体向けのソリューションサービス事業の2事業で構成されています。

その公開された情報によれば、対象者は、前期より、「顧客価値創造事業」として、顧客企業への投資を通じて、投資家の立場から顧客企業のシステムの効率性の検証及び再構築を行い、顧客企業の将来的な上場等により投資に対するリターンを享受するという新規事業に取り組んでいる状況です。

当社による対象者の支援等

当社は、平成15年8月に対象者の株主となって以来、今日に至るまで、対象者の企業価値の向上に向けて、様々な角度からの支援を実施し、対象者とは良好かつ緊密な関係を構築して参りました。

支援策の具体的な事例として、当社は、平成15年8月及び平成17年4月に、それぞれ払込金額120,190,000円及び150,080,000円の第三者割当増資を引き受けることにより、対象者の資金調達の支援を行うとともに、経営管理の強化のため、平成15年7月から平成18年7月までの間、対象者に対し、当社から取締役の派遣を行っております。

最近においては、対象者が「顧客価値創造事業」としてスタートしている新規事業に対して、当社の取引先企業を紹介する等、継続的かつ多角的な支援を行っております。また、当社は、後述するような対象者が抱える経営課題の克服に向けて、対象者との間で議論を行って参りました。

対象者が抱える経営課題等

前述のような当社による諸支援にもかかわらず、当社の意見では、現状においては、対象者の業容は期待したほどに拡大しておらず、株式市場の評価も必ずしも満足のいくものとは言えません。これは、対象者が業務基盤の拡大を図る上で、以下に述べるような経営課題を抱えていることに加え、かかる経営課題を克服するための経営管理機能が硬直化していることに起因するものと考えられます。

() 特定取引先に依存しない販路の拡大

公開された情報によれば、対象者の案件受注状況としては、ITソリューション事業においては少数ながら前述の「顧客価値創造事業」の大型案件が貢献して受注高を伸ばしておりますが、ソリューションサービス事業においては減少となっております。これらの点から、対象者は、優秀な人材と技術を有しながらも、特定取引先への依存度合が非常に高く、既存事業における販路拡大が十分に進んでいないものと考えられ、今後は、特定取引先に依存しない販路の拡大を行うことが必要であると考えられます。

() 長期大型案件を安定的に受注可能とするための人員体制の強化

IT業界においては、技術トレンドの変化が激しく、プログラムの設計開発部門の強化、プロジェクトマネージャーやエンジニア等の人材確保による体制強化が不可欠ですが、公開された情報によれば、対象者の現状の人的資源は必ずしも十分なものとは言えず、案件受注の調整を行わざるを得ない場面もあるものと考えられます。既存事業における販路を拡大する中で、長期大型案件を安定的に受注できる体制を構築するためには、人材の増強及び養成を行うことが必要であると考えられます。

() 事業拡大を安定的に実行できる財務基盤の強化

公開された情報によれば、受注案件の大型化に伴って、開発期間の長期化による収益計上の持ち越し、人件費や開発コスト等の膨張による利益圧迫に耐えつつ事業拡大を促進する必要が増大しております。このため、対象者には、安定的なキャッシュ・フローを確保できる財務基盤の構築が不可欠であると考えられます。

以上のように、対象者においては、特定取引先に依存しない販路の拡大、長期大型案件を安定的に受注可能とするための人員体制の強化、事業拡大を安定的に実行できる財務基盤の強化といった諸点が、業務基盤の一層の拡大を図る上で、喫緊の経営課題として現前していると考えられます。

これらの経営課題を克服するためには、その前提として、経営管理体制を抜本的に見直し、経営判断の精緻化と業務執行の迅速化を図る必要があるものと考えられます。

(3) 本公開買付けによる対象者普通株式取得後の経営方針

以上のような現状認識の下、当社は、対象者の企業価値のさらなる向上のためには、本公開買付けによる対象者普通株式の取得を通じて対象者の経営により深く関与することにより、対象者の経営管理体制を抜本的に見直し、その業務基盤の一層の拡大を図ることが不可欠であると考え、本公開買付けを実施することとしたものであります。

当社は、本公開買付けによる対象者普通株式の取得後も、引き続き安定株主として対象者との間で友好かつ緊密な関係を構築していくとともに、対象者と協働して、対象者の経営管理体制の強化及び業務基盤の一層の拡大を図るための種々施策の実施に全面的に取り組んで参る所存であ

ります。本公開買付けを通じて、当社が対象者の総株主の議決権数の51.00%に相当する議決権数(当社関係者既保有議決権を含みます。)に係る対象者普通株式を取得した場合、当社が実施を考えている具体的な施策には、以下のものが含まれます。

過半数の取締役の派遣---意思決定と執行の分離を峻厳に実施し、経営判断の精緻化と業務執行の迅速化を図ることのできる経営管理体制へ再構成致します。そのために、当社グループより経営管理全般、財務及びマーケティングのスペシャリスト等から成る過半数の取締役の派遣を予定しております。

収益基盤拡大の方策---特定の取引先に依存した収益体制から脱却するために、当社グループのネットワークを活用し、対象者の自治体関連の案件受注を全国レベルに引き上げるとともに、「顧客価値創造事業」の対象となる顧客開拓における当社グループによる営業協力の体制を構築することで、収益拡大を推進して参ります。

収益力安定化の方策---当社関連会社である航空測量大手企業の統合型GIS(地理空間情報)と連動した地方自治体向け徴税等システム開発と、3次元空間情報の利用に向けた技術提携に、対象者の経営資源を傾注することにより、収益力の安定化の早期実現を目指して参ります。

中長期の成長戦略---人材の増強及び養成を図り、長期大型案件を受注できる業務体制を構築します。そのために、人件費や開発コストの膨張等の利益圧迫要因に耐え得る財務基盤を、当社グループが有する証券・金融関連ノウハウ等を活用することにより強化して参ります。

海外戦略---経済発展の著しいアジア地域において、地方自治体の行政府におけるシステムインフラ整備については、大きなビジネスチャンスがあると考えております。当社グループのアジアにおけるネットワークを活用し、対象者のアジア地域におけるビジネス展開を視野に入れたさらなる企業価値の増大を目指します。

当社は、以上のような具体的な施策を通じて、対象者の企業価値向上に大きく貢献できるものと考えております。当社としても、対象者との協働によって高いシナジー効果を期待できることから、当社グループの企業価値向上に繋がるものと考えております。

なお、当社は、対象者の企業価値の源泉は、対象者の従業員の皆様一人一人にあるものと認識しており、本公開買付けによる対象者普通株式の取得後も、対象者の従業員の皆様の雇用、労働条件等について基本的に変更する予定はありません。また、対象者の顧客、取引先との間の既存の取引関係についても、基本的に変更する予定はありません。

当社は、本公開買付けの目的及び諸条件に照らし、多くの対象者の株主の皆様から本公開買付

けにご応募頂けるものと信じておりますが、本公開買付けの成否にかかわらず、当社としては、引き続き安定株主として対象者との間で友好かつ緊密な関係を構築していくとともに、対象者と協働して、前述のような具体的な施策の実施に向けて取り組んで参る所存であります。

(4) 本公開買付けにおける買付け等の条件の概要

本公開買付けにおける買付け等の価格である1株当たり280,000円は、対象者普通株式の市場株価及びその推移、対象者の資産状況及び業績動向、経営体制並びに将来収益等の諸要素、各評価方法による対象者普通株式の価値の試算結果(算定日：平成19年10月29日)、当社と対象者との協働によるシナジー効果、本公開買付けの成否の見通し等を総合的に勘案し、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場株価に付されたプレミアムの実績を踏まえて、平成19年10月30日開催の当社取締役会において決定されたものであります。

本公開買付けにおける買付け等の価格は、対象者普通株式の平成19年10月29日の株式会社ジャスダック証券取引所における終値174,000円、対象者普通株式の平成19年10月1日から平成19年10月29日までの過去1ヶ月間の株式会社ジャスダック証券取引所における終値の単純平均値157,500円(小数点以下第二位を四捨五入)、対象者普通株式の平成19年7月30日から平成19年10月29日までの過去3ヶ月間の株式会社ジャスダック証券取引所における終値の単純平均値138,994円(小数点以下第二位を四捨五入)に対し、それぞれ約60.9%、約77.8%、約101.4%のプレミアムを上乗せした金額に相当しております。

当社は、本公開買付けの目的及び諸条件に照らし、対象者には本公開買付けにご賛同いただけるものと確信しております。

(5) その他

対象者は、平成13年7月20日開催の定時株主総会決議に基づく新株引受権、平成14年7月20日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権、平成15年7月19日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権、平成16年7月17日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権(以下、これらを総称して「本新株予約権」といいます。)を発行しており、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中も、本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により交付される対象者普通株式も、本公開買付けの対象となります。

また、対象者は、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といいます。)を発行しており、公開買付期間中も、本新株予約権付社債に係る新株予約権の行使(以下「転換」といいます。)が行われる可能性があります。当該転換により交付される対象者普通株式も、本公開買付けの対象となります。

当社は、本新株予約権の行使又は本新株予約権付社債の転換に伴い、対象者の発行済普通株式総数が増加した場合には、買付予定総数(以下に定義します。)を引き上げることにより、当該行使後又は転換後の対象者の総株主の議決権数の51.00%に相当する議決権数(当社関係者既保有議決権を含みます。)に係る株式数を上限とする対象者普通株式の取得を目指す可能性があります。したがって、当社は、本新株予約権の行使及び本新株予約権付社債の転換の状況を勘案の上、4,672株まで買付予定総数を引き上げる可能性があります。

なお、対象者普通株式は、株式会社ジャスダック証券取引所に上場されておりますが、当社は本公開買付けにおいて買付け等を行う株式数に上限を設定しており、本公開買付け後においても対象者普通株式の上場は維持される見込みです。

前述のとおり、当社は、いわゆる「投資ファンド」とは異なり、期間を定めて投資利回りを追求するのではなく、長期的に株式を保有することにより、企業再生や企業価値の向上の支援を行っております。本公開買付けにおいても、短期的な投資回収を図らなければならない事情はありません。当社としては、引き続き対象者の安定株主として、長期的な視点に立って対象者の企業価値の向上を支援することを通じて、投下資本の回収を図って参りたいと考えております。

2. 公開買付けの内容

(1) 対象者の名称 株式会社エーティーエルシステムズ

(2) 買付け等を行う株券等の種類 普通株式

(3) 買付け等の期間

届出当初の期間

平成19年10月31日(水曜日)から平成19年11月28日(水曜日)まで(20営業日)

対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成19年12月12日(水曜日)までとなります。

期間延長の確認連絡先

確認連絡先 日本アジア証券株式会社(公開買付代理人)

電話番号：0120 - 945 - 788

担当：公開買付専用デスク

確認受付時間

午前9時から午後5時まで

(公開買付期間中の営業日のみの受付となります。)

(4) 買付け等の価格 普通株式 1株につき 金280,000円

(5) 買付予定の株券等の数

株式に換算した買付予定数 2,910株

株式に換算した買付予定の下限 株

株式に換算した買付予定の上限 2,910株

(注1) 応募株券の総数が株式に換算した買付予定数(2,910株。以下「買付予定総数」といいます。)を超えないときは、応募株券の全部の買付け等を行います。応募株券の総数が買付予定総数を超えるときは、その超

える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

- (注2) 公開買付期間末日までに対象者が保有することのある自己株式についても、本公開買付けの対象とします。
- (注3) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使され、又は本新株予約権付社債の転換が行われる可能性があります。当該行使又は転換により交付される対象者普通株式も、本公開買付けの対象とします。
- (注4) 公開買付者は、本新株予約権の行使又は本新株予約権付社債の転換に伴い、対象者の発行済普通株式総数が増加した場合には、買付予定総数を引き上げることにより、当該行使後又は転換後の対象者の総議決権数の51.00%に相当する議決権数(当社関係者既保有議決権を含みます。)に係る株式数を上限とする対象者普通株式の取得を目指す可能性があります。したがって、公開買付者は、本新株予約権の行使及び本新株予約権付社債の転換の状況を勘案の上、4,672株まで買付予定総数を引き上げる可能性があります。

(6) 買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総議決権の数に占める割合 32.08%

- (注1) 買付予定の株券等に係る議決権の数は、本公開買付けにおける買付予定総数(2,910株)に係る議決権の数2,910個です。但し、公開買付者は、本新株予約権の行使又は本新株予約権付社債の転換に伴い、対象者の発行済普通株式総数が増加した場合には、買付予定総数を引き上げることにより、当該行使後又は転換後の対象者の総議決権数の51.00%に相当する議決権数(当社関係者既保有議決権を含みます。)に係る株式数を上限とする対象者普通株式の取得を目指す可能性があります。したがって、公開買付者は、本新株予約権の行使及び本新株予約権付社債の転換の状況を勘案の上、4,672株まで買付予定総数を引き上げる可能性があります。
- (注2) 対象者の総議決権の数は、対象者の第16期有価証券報告書(平成19年7月30日提出)に記載された平成19年4月30日現在の総議決権の数9,071個です。但し、公開買付期間末日までの間に本新株予約権が行使され、又は本新株予約権付社債の転換が行われることにより、対象者の総議決権の数は、最大12,526個まで増加する可能性があり、かかる増加の結果、上記割合は変更される可能性があります。
- (注3) 上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入しています(下記(7)及び(8)において同様です。)

(7) 公告日における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合並びにこれらの合計

公開買付者	1.16%	特別関係者	17.76%	合計	18.92%
-------	-------	-------	--------	----	--------

- (注) 対象者の第16期有価証券報告書(平成19年7月30日提出)に記載された平成19年4月30日現在の総株主の議決権の数9,071個を対象者の総議決権の数として計算しています。但し、公開買付期間末日までの間に本新株予約権が行使され、又は本新株予約権付社債の転換が行われることにより、対象者の総議決権の数は、最大12,526個まで増加する可能性があり、かかる増加の結果、上記割合は変更される可能性があります。

(8) 買付け等の後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合並びに当該株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合の合計

公開買付者	33.24%	特別関係者	17.76%	合計	51.00%
-------	--------	-------	--------	----	--------

- (注) 対象者の第16期有価証券報告書(平成19年7月30日提出)に記載された平成19年4月30日現在の総株主の議決権の数9,071個を対象者の総議決権の数として計算しています。但し、公開買付期間末日までの間に本新株予約権が行使され、又は本新株予約権付社債の転換が行われることにより、対象者の総議決権の数は、最大12,526個まで増加する可能性があり、かかる増加の結果、上記の割合は変更される可能性があります。

(9) 応募の方法及び場所

公開買付代理人

日本アジア証券株式会社 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目7番9号

公開買付代理人の本店又は全国各支店(但し、銀座支店を除きます。)において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、株券を添えて、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際にはご印鑑をご用意ください。株券が公開買付代理人(又は公開買付代理人を通じて株式会社証券保管振替機構)により保管されている場合は、株券の提出は必要ありません。但し、保管されている株券について預り証が発行されている場合には、その預り証をご提出ください。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

公開買付代理人に新規に口座を開設される場合、本人確認書類(注1)が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください(注2)。

居住者である個人株主の場合、買い付けられた株券に係る売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります(注3)。

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込みの受付票」を交付します。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

(注1)本人確認書類について

公開買付代理人において新規に口座を開設される場合には、次の本人確認書類が必要になります。本人確認書類等の詳細については、公開買付代理人へお問い合わせください。

個人.....住民票の写し(6ヶ月以内に作成の原本)、健康保険証、運転免許証等(氏名、住所、生年月日全てを確認できるもの)

法人.....登記簿謄本、官公庁から発行された書類等(6ヶ月以内に作成のもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地の両方を確認できるもの)
法人自体の本人確認に加え、取引担当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の本人確認が必要となります。

外国人株主.....外国人(居住者を除く。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

(注2)取引関係書類の郵送について

本人確認を行ったことをお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所地に取引関係書類を郵送させていただきます。

(注3)株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には、原則として申告分離課税が適用されます。公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的な取扱い・ご質問等につきましては、各自税理士等の専門家にご確認いただき、株主ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(10)買付け等の決済をする金融商品取引業者の名称

日本アジア証券株式会社 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目7番9号

(11) 決済の開始日 平成19年12月4日(火曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成19年12月18日(火曜日)となります。

(12) 決済の方法及び場所

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等に関する通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送致します。買付けは、現金にて行います。買い付けられた株券に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金します。

(13) 株券等の返還方法

後記「(14) その他買付け等の条件及び方法」の「法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券を買い付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、応募株主等の指示により、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は、撤回等を行った日)以降滞りなく、下記の方法により返還します。

応募に際し公開買付代理人に対して株券が提出された場合は、買い付けられなかった株券等を応募株主等へ交付又は応募株主等の住所(外国人株主の場合はその常任代理人の住所)へ郵送します。

公開買付代理人(又は公開買付代理人を通じて株式会社証券保管振替機構)により保管されている株券について応募が行われた場合は、買い付けられなかった株券を応募が行われた時の保管の状態に戻します。

(14) その他買付け等の条件及び方法

法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券の総数が買付予定総数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の端数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定総数に満たないときは、買付予定総数になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた端数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1株(追加して1株の買付け等を行うと応募株数を超える場合は応募株数までの数)の応募株券の買付け等を行います。但し、切り捨てられた端数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定総数を超えることとなる場合には、買付予定総数を超えない範囲で、当該

応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の端数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定総数を超えるときは、買付予定総数を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた端数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1株減少させるものとします。但し、切り上げられた端数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定総数を下回ることとなる場合には、買付予定総数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至リ及び同号ヲ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至チ、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、公開買付けの撤回等を行うことがあります。

公開買付けの撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の15時30分までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店(但し、銀座支店を除きます。)に公開買付応募申込みの受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

当社は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券の返還に要する費用も

当社の負担とします。

買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項の規定により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

訂正届出書を提出した場合の開示の方法

当社が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

公開買付けの結果の開示の方法

公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール及びインターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所

在していないこと。本公開買付けに関するいかなる書類(その写しを含みます。)又は情報も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け又は公開買付応募申込書の署名又は交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール及びインターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと(当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

3．対象者又はその役員との本公開買付けに関する合意の有無

該当事項はありません。

なお、当社は、本公開買付けの目的及び諸条件に照らし、対象者には本公開買付けにご賛同いただけるものと確信しております。

4．公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所

日本アジアホールディングズ株式会社 本店 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号

株式会社ジャスダック証券取引所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号

5．公開買付者である会社の目的、事業の内容及び資本金の額

(1) 会社の目的

- 1．国内外の企業への投資、その後の経営参画及び経営管理を通じた中長期の投資収益の獲得
- 2．次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること

- (1) 金融サービス業
- (2) 介護事業
- (3) 建設業及び不動産開発事業
- (4) 証券取引法に規定する証券業

- 3．有価証券の投資及び運用
- 4．不動産の所有、売買及び管理
- 5．前各項に付帯する一切の業務

(2) 事業の内容

当社は、投資と、その後の経営指導を通じて連結収益、投資収益を最大化する持株会社です。

金融商品取引業者とその周辺産業への投資、経営管理を中心に、その他医療介護企業や、買収した企業の再生・再編に必要なインフラを構築するためのIT会社に投資、経営指導を行ってきております。当社グループは、連結子会社7社(日本アジア証券株式会社、おきなわ証券株式会社、ユナイテッド投信投資顧問株式会社、琉球ホールディングズ株式会社、日本アジアファイナンシャルサービス株式会社、日本アジア資産管理株式会社、日本アジア総合研究所株式会社)、及び株式会社モスインスティテュート(32.01%保有 ヘラクレス上場)、国際航業ホールディングス株式会社(30.61%保有 東京証券取引所市場第一部上場)、アジア航測株式会社(29.26%保有 東京証券取引所市場第二部上場)の関連会社3社により構成されております。

(3) 資本金の額 2,641,178,000円(平成19年10月31日現在)

以 上